

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 28 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

平成 28 年熊本地震による介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについては、平成 28 年 4 月 22 日付事務連絡により東日本大震災と同様の措置をする予定である旨お知らせしているところですが、今般、改めて派遣職員に係る費用の取扱いを別添のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。

なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。